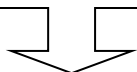


保育所入所を希望する保護者のかたへお知らせ (育児休業を取得する場合)

既にお子さんが保育所(園)等へ入所して、育児休業を取得する場合

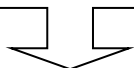


入所児以外の出産による育児休暇取得中は、「保育の必要性」にあるとし、原則継続入所を認めますが、下記の条件に留意してください。

記

- ① 出産後育児休暇が確定したら直ちに、「認定変更申請書」(次年度更新の場合は「家庭状況票」)と「育児休暇期間を記載した就労証明」を、保育所・小規模保育所を経由して提出してください。
- ② 育児休暇期間の保育利用については「短時間利用」認定になります。
- ③ 育児休暇期間ごとに変更申請を受けるものとし、1歳を経過した後の育児休暇延長についての入所継続は、入所児童が2歳児以下の場合、同年齢児の待機の状況を鑑みて総合的に判断します。同年齢児で待機児童がいる場合は退所となります。

年度内中に育児休業を終了し、保育所(園)等への入所を希望する場合



育児休業終了後の入所事前予約を行っていますので、入所申込書と一緒に『就労証明書』の育児休業の取得欄に取得期間(予定期間)等も忘れずに記載して、提出をお願いします。

※ 判断が難しい場合は、子ども家庭課へご相談ください。

大河原町子ども家庭課子育て支援係
電話：53-2251